

小児血液・がん認定外科医各位

2016年に認定された小児がん認定外科医は今年度更新です

認定外科医更新のながれ(小児がん認定外科医用)

更新の準備

下記、更新条件をご確認いただき、更新の準備を行ってください。

更新の申請

更新申請期間は、2021年2月1日から2021年2月28日までです。更新手続きはHPの「申請エントリー」ボタンから実施してください。

審査

所定の規則に基づき、書類の審査を行います。

結果の通知

資格更新が認められる際は、4月1日付で発効致します。

認定証の発行

新たな更新期間は5年間です。

1. 更新条件

小児がん認定外科医の資格更新は、規則第11章第36条に則って行われます。また、規則第10章第32条に基づき、日本外科学会外科専門医であること、日本小児外科学会小児外科専門医であること、がん治療認定医であることを認定要件としていますので、これらの認定証(コピー可)の提出をあわせてお願いします。

【第11章第36条(小児がん認定外科医資格の更新要件)】

小児がん認定外科医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児がん認定外科医として、細則第19条に定める小児がん症例に関する手術を経験していること
2. 直近の5年間に細則第18条に定める研修実績があること。
3. 直近の5年間に細則第18条に定める学術業績があること。
4. 学会年会費を完納していること。
5. 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

【細則第19条(臨床経験:認定外科医資格更新時)】

直近の5年間に小児がん認定外科医として、小児がん症例に関する全身麻酔下手術を10例以上経験していること。

- 1) 経験症例10例中、執刀医または助手として5例以上の悪性腫瘍摘出術または生検を必須条件とする。
- 2) 悪性腫瘍摘出術に準ずる良性腫瘍摘出術を合計3例まで算入することができる。

【細則第18条(認定外科医資格の更新申請手続き)】

小児がん認定外科医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 小児がん認定外科医資格更新申請書(様式)
- 2) 研修実績記録(所定の様式)細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録(参加証の写しを添付)、これらの合計研修単位は50単位以上であること
- 3) 学術業績リスト(所定の様式)直近5年間の小児がんに関する学会発表3件(抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。)、および論文リスト1件(論文表紙(表題、著者、所属、要約を含む)の写しを添付。ただし、筆頭著者の原著論文は必ずしも必要としない。)
- 4) 臨床経験記録(所定の様式)細則第19条に示す経験症例の一覧(各施設の外科部門責任者の自筆署名を添えて提出すること)
- 5) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

【細則第10条】

第10条(専門医認定・認定外科医認定の申請料、認定料、更新料)専門医認定・認定外科医認定の申請料、専門医・認定外科医の認定料、専門医・認定外科医資格の更新料は、それぞれ2万円とする。既納の申請料、認定料、更新料は原則として返却しない。

【細則第6条】

文末に本学会が指定する学会、セミナーのリストを掲載しています。

2. 更新申請

細則第3条2)に基づき、2021年2月1日から2021年2月28日の間に、細則第18条に基づいて申請手続きを行ってください。

【細則第18条(認定外科医資格の更新申請手続き)】

小児がん認定外科医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 小児がん認定外科医資格更新申請書(様式)
- 2) 研修実績記録(所定の様式)細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナーへの出席記録(参加証の写しを添付)、これらの合計研修単位は50単位以上であること
- 3) 学術業績リスト(所定の様式)直近5年間の小児がんに関する学会発表3件(抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。)、および論文リスト1件(論文表紙(表題、著者、所属、要約を含む)の写しを添付。ただし、筆頭著者の原著論文は必ずしも必要としない。)
- 4) 臨床経験記録(所定の様式)細則第19条に示す経験症例の一覧(各施設の外科部門責任者の自筆署名を添えて提出すること)
- 5) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

【細則第19条(臨床経験:認定外科医資格更新時)】

直近の5年間に小児がん認定外科医として、小児がん症例に関する全身麻酔下手術を10例以上経験していること。

- 1) 経験症例10例中、執刀医または助手として5例以上の悪性腫瘍摘出術または生検を必須条件とする。

2) 悪性腫瘍摘出術に準ずる良性腫瘍摘出術を合計3例まで算入することができる。

【細則第6条】

文末に本学会が指定する学会、セミナーのリストを掲載しています。

3. 審査

第37条に基づいて厳正に審査が行われます。

【第37条(更新認定と認定証の交付)】

専門医・指導医資格審査部会において細則第18条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて小児がん認定外科医資格更新の可否を判定し、小児がん認定外科医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し小児がん認定外科医資格更新の承認を与える。理事長は小児がん認定外科医更新認定証を交付する。

4. 資格更新認定

専門医資格は、細則第4条(認定資格の発効)に基づき、4月1日付で発効するものとします。

5. 資格更新の猶予

細則付則6に基づき、専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程が設けられています。該当される方は、事務局までお問い合わせください(更新猶予申請書を提出いただきます)。

なお、コロナ禍の影響で必要な単位取得が困難であった可能性を考慮して、専門医、指導医、小児がん認定外科医の更新対象者で基準に満たない場合には1年間の猶予を認めることになりました。この場合も、更新猶予申請書を提出していただきます。

細則付則6。(専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程)留学、出産・育児、病気、介護等により、専門医(第11条、第12条)、指導医(第15条)、小児がん認定外科医(第18条、第19条)の基準に該当しなかったため、専門医・指導医・認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと専門医制度委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後2年までとし、2回連続しての資格喪失後の更新は認めない。

お問い合わせ先

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 アーバン小石川ビル4階

【資料】

細則第6条(研修単位)研修実績として認定する学会やセミナー、およびその研修単位は、以下の通りとする。

出席	
本学会学術集会(2回以上必須)	10単位
本学会主催教育セミナー	5～10単位
本学会学術集会教育セッション	5単位
日本血液学会学術集会	10単位
日本小児外科学会学術集会	10単位
日本癌学会	5単位
日本癌治療学会	5単位
日本血栓止血学会	5単位
日本造血細胞移植学会	5単位
日本輸血細胞治療学会	5単位
国際小児がん学会(SIOP)	10単位
米国臨床腫瘍学会(ASCO)	5単位
米国癌学会(AACR)	5単位
欧州臨床腫瘍学会(ESMO)	5単位
米国血液学会(ASH)	5単位
欧州血液学会(EHA)	5単位
欧州造血細胞移植学会(EBMT)	5単位
その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会※	2～5単位 (国際学会5単位)

※:その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会については、別途申請・審査する。